

## ○山口県警察職務質問指導室設置要綱

平成23年3月25日

山口生地第136号

(設置)

第1条 地域警察官の職務質問技能の向上及び職務執行力の強化を図るため、地域部地域企画課（以下「地域企画課」という。）に職務質問指導室（以下「指導室」という。）を設置する。

(任務)

第2条 指導室の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域警察官に対する同行指導による実践的指導に関すること。
- (2) 学校教養等の集合教養時における指導教養に関すること。
- (3) 職務質問技能指導員等運用要綱（平成11年山口生地第65号ほか）に規定する職務質問技能指導員の運用に関すること。
- (4) その他職務質問技能に係る指導教養に関すること。

(組織)

第3条 指導室は、室長及び室員をもって構成する。

- 2 室長は、地域企画課の警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 3 室員は、地域企画課で職務質問指導を担当する者をもって充てる。

(室長)

第4条 室長は、指導室を総括し、指導室を代表する。

- 1 室長に事故があるときは、室長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(その他)

第5条 室員による指導を受ける所属にあつては、指導室と緊密な連携を図り、相互に協力しなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、指導室の運営に関して必要な事項は、別に定める。